国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和 元 年 ８ 月３０日
国土交通省　東北運輸局

山形県山形市の一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和元年６月１３日、下記事業者の酒田支店で選任する運転者が、滋賀県蒲生郡竜王町の名神高速道路上り線において、玉突き衝突による死傷事故（６名の死傷者（内３名が死亡））を惹起したことに基づき、令和元年６月１４日、東北運輸局及び東北運輸局山形運輸支局が当該支店に監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたので、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、山形運輸支局にて行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：東北第一物流　株式会社　　代表取締役　加川　操一
（法人番号：６３９０００１００１４０８）
山形県山形市流通センター４－６－５
営業所：酒田支店
山形県酒田市卸町３－９

２．行政処分等年月日　　令和 元 年 ８ 月２６日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分（４０日車）

令和元年８月３０日から令和元年９月１１日まで　（２両x１３日）
令和元年８月３０日から令和元年９月１２日まで　（１両x１４日）

（２）文書警告

【裏面に続く】

４．違反の概要

（１）過労運転の防止措置義務違反

（貨物自動車運送事業法第１７条第１項）

①乗務時間等告示の遵守違反

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）

（２）輸送の安全を確保するための遵守事項違反

（貨物自動車運送事業法第１７条第４項）

①点呼の実施違反

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項、第２項）

②運行指示書の作成違反

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第１項）

③運転者に対する指導監督違反

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：髙橋、小松
TEL：０２２－７９１－７５３２